

# 令和元年度 社会復帰調整官(任期付)の採用案内

## 1 社会復帰調整官の職務、身分、給与

(職務) 保護観察所において社会復帰調整官として勤務します。

社会復帰調整官は、精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく処遇制度(以下「医療観察制度」という。)において保護観察所が行うこととされている生活環境の調査・調整、精神保健観察、関係機関相互間の連携の確保等の業務に従事します。

(身分) 「国家公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、令和3年3月31日まで任期付採用を予定しています。

身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病等に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。社会復帰調整官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

令和2年1月以降に、行政職俸給表(一)2級の職員を募集します。

(参考：大学卒業後、精神保健福祉の実務経験5年が認められて行政職(一)2級1号俸に認定された場合の俸給の月額は211,000円です(令和元年10月現在)。)

毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

## 2 勤務時間・勤務地等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。

(勤務地) 採用された保護観察所に勤務します。

## 3 採用予定・応募要件等

(採用予定) 令和2年1月以降に、松山保護観察所で1名採用する予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先にお問い合わせください。

(1) 医療観察制度の対象となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有すること。

(2) ア 精神保健福祉士の資格を有すること、又は、  
イ 精神障害者の保健及び福祉に関する高い専門的知識を有し、かつ、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士、公認心理師若しくは臨床心理士の資格を有すること。

(3) 精神保健福祉に関する業務において5年以上の実務経験を有すること。

(4) 大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する」者は、平成23年人事院公示第18号の3に該当する者とする。

(選考方法) (1) 書類選考、(2) (書類選考の合格者に対する)面接により選考を行います。

採用は、面接合格者の中から決定します。

(応募手続・応募期間・面接日程・問合せ先等) 裏面を参照してください。

(裏面記載例)

## 応募手続等

### 1 応募用紙の請求先・応募先

|                       |                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 松山保護観察所<br>(請求先, 応募先) | 〒790-0001<br>愛媛県松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎<br>Tel (089) 941-9983 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|

※ 郵便で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「社会復帰調整官応募用紙請求」と書き、必要な切手（必要分）を貼った返信用封筒（返信のための宛先を明記すること）を同封し、上記の請求先である松山保護観察所宛てに送付してください。

### 2 申込方法

「社会復帰調整官採用試験受験申込書」に必要事項を記入した上、必要書類を添付し、上記の応募先である松山保護観察所へ、できるだけ郵送で提出してください。

なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出てください。

### 3 応募期間

令和元年11月1日（金）から 令和元年11月29日（金）まで（郵送の場合、締切当日消印有効）

### 4 面接の会場・日程

|    | 会 場     | 日 程           |
|----|---------|---------------|
| 面接 | 松山保護観察所 | 令和元年12月12日（木） |

※ 書類選考合格者に対し、面接の会場、日程等を連絡します。

### 5 採用予定庁、採用予定数及び必要な実務経験年数

| 採用予定庁   | 採用予定数 | 必要な実務経験年数 |
|---------|-------|-----------|
| 松山保護観察所 | 1名    | 5年以上      |

※ 職務内容や勤務形態によっては、5年を超える経験年数が必要となる場合があります。

### 6 選考の結果

個別に通知します。

### 7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者（禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者）は、応募することができません。

### 8 全国の採用予定については、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) の「資格・採用試験」の項を御覧ください。